

シルバー人材センター利用契約書

〇〇〇〇（以下「発注者」という。）と公益社団法人長野シルバー人材センター（以下「センター」という。）とは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して△△△△業務（以下「本件会員業務」という。）を委託するに当たり、次のとおりシルバー人材センター利用契約を締結する。

（会員への業務の委託）

第1条 発注者は、シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

（業務の対価）

第2条 本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）は、別紙業務単価表により積算した金額とする。

（有効期間）

第3条 本契約の有効期間は、2026年 月 日から2027年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに発注者又はセンターのいずれかから更新を継続しない旨の意思表示がなされない限り、本契約の有効期間は1年間自動で更新されるものとし、その後も同様とする。

（合意管轄）

第4条 本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、長野地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）

第5条 本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

2026年 月 日

発注者 (住所)
(名称)

受託者 長野市大字鶴賀西鶴賀町1481番地1
(公益社団法人)長野シルバー人材センター
理事長 小林 隆之